

「基本的対処方針」等のQ & A

(問1) 今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) の特徴をどのように考えればよいか。

(答)

1. 今回の新型インフルエンザは、
 - ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復していること、
 - ② 抗インフルエンザウイルス薬による治療が有効であること等、季節性インフルエンザと類似する点が多い。
2. 他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心として、また現時点では数が少ないものの健常な若年者の一部においても、重篤化し、死亡する例が見られることである。

(問2) 今回の新型インフルエンザ対策の目標は、何か。

(答)

今回の新型インフルエンザ対策の実施に当たっては、(問1) のようなウイルスの特徴を踏まえ、

- ① 国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感

染拡大を防ぐとともに、

- ② 重症者や重篤化しやすい基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げている。

(問3) サーベイランスにおいて、感染拡大の早期探知は停止したのか。

(答)

1. サーベイランスについては、厚生労働大臣が定める「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(二訂版)」(以下、「運用指針」という。)において、更に患者数が大幅に増加した場合は、感染拡大の早期探知の取組を停止することとしている。
2. そのため、患者数の増大に応じて、10月12日より、感染拡大の早期探知を行う体制から、基礎疾患を有する者等が多く存在する医療機関や社会福祉施設等における大規模な集団発生の把握及び、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校における学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖数等について重点的に把握する体制に移行したところ。
3. 今後とも、医療機関等の現場にとって過度の負担にならないよう留意しつつ、サーベイランスの着実な実施を行っていくこととしている。

(問4) 国内の感染状況は、どのように情報提供される

のか。

(答)

1. 今回の新型インフルエンザが、本格的な流行期に入ったことを踏まえ、サーベイランスの着実な実施を行うこととしており、具体的には次の事項を把握し、厚生労働省、国立感染症研究所や地方公共団体のホームページへの掲載の他、適宜マスコミを通じて、医療従事者や国民に伝達することとしている。

(1) 重症化及びウイルスの性状変化の監視

入院した重症患者の数や病状を把握するとともに、あらかじめ定められた病原体定点医療機関からインフルエンザ患者の検体提出を受け、地方衛生研究所及び国立感染症研究所において、ウイルスの性状、病原性や薬剤耐性など、ウイルスの性状変化に対する監視を実施する。

(2) 全体的な発生動向の把握

あらかじめ定められた定点医療機関におけるインフルエンザ患者の発生状況の保健所への報告に基づき、全体的な発生動向を把握する。

(3) 地域における感染拡大の探知

地域において放置すれば大規模な流行につながる可能性がある集団的な発生を把握し、感染の急速な拡大の防止を図るため、基礎疾患を有する者等が多く存在する医療機関や社会福祉施設等における大規模な集団発生の把握及び、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校における学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖数等について重点的に把

握を行う。(患者数の増加に対応し、早期探知から大規模な集団発生の把握に重点を移しているところ)

2. 今後とも、医療機関等の現場にとって過度の負担にならないよう留意しつつ、サーベイランスを継続し、適切な情報提供を行っていくこととしている。

(問5) 症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。

(答)

1. 当面の措置として掲げている事項は、咳エチケットなど季節性のインフルエンザ対策と共通のものもあるが、今回の新型インフルエンザについては、

- ① 現時点では、基本的には国民に今回の新型インフルエンザウイルスに対する免疫がないと考えるべきであること

- ② 基礎疾患(慢性疾患)を有する者を中心として、また現時点では数が少ないものの健常な若年者の一部においても、重篤化し、死亡する例が見られること

等から、症状は季節性インフルエンザに類似するとしても、慎重に対応する必要があると考えられる。

2. このため、国内での感染防止策として、

- ① 外出に当たっての注意の呼びかけ

- ② 発熱者に休暇取得を促すこと等、従業員や児童・

生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討する
よう要請

- ③ 集会・スポーツ大会等の主催者に対する感染機会を減らすための工夫の要請
- ④ 学校・保育施設等の臨時休業の要請
- ⑤ 事業者に対する事業運営における感染機会を減らすための工夫の検討の要請

等の措置を講ずることとしたものである。

3. いずれの措置も一律に強制するものではなく、それぞれの実情に応じて柔軟に取り組んでいただければよいと考えている。

(問6) 医療の確保については、今回の基本的対処方針でどのように示されているのか。

(答)

医療の確保については、重症者の救命を最優先とし、発生動向に応じた外来診療体制の整備や重症患者の増加に対応できる病床を確保することとし、その整備方針については、「運用指針」において、その内容を詳細に示したところである。

その内容としては、

- 外来診療については、都道府県等は、夜間や休日の外来患者数の増加に備え、地域医師会と連携し、救急医療機関への支援等の協力体制を調整すること、
- 入院部門については、都道府県等は、病床数、人工呼吸器保有台数及び稼働状況等を把握し、必要に応じ患者の受入調整を行うとともに、特に透析患者、

小児、妊婦等の重症者の搬送・受入体制を整備すること
等である。

(問7) 発熱等の症状を認め、インフルエンザと診断された患者は、季節性インフルエンザに罹患しているのか、新型インフルエンザに罹患しているのか区別がつかないが、こうした患者やその家族などは、どのように行動すればよいのか。

(答)

1. 今回の新型インフルエンザについては、ほとんどの事例において軽症で経過しており、全例において新型インフルエンザを診断する必要は認められていない。インフルエンザ様症状を認める患者は、必要に応じて医療機関を受診し、軽症の患者については原則として自宅で療養する。その同居者は患者からの感染を防ぐよう、手洗い、うがい等の感染防御を家庭内でとっていただきたい。
2. 基礎疾患を有する者等(※)については、軽症であっても早期にかかりつけ医等に電話をし、又は医療機関を受診して、抗インフルエンザウイルス薬の内服等も含め医師の指導に従って療養していただきたい。
3. また、基礎疾患の有無によらず、重症者及び重篤化するおそれを認める者については、医師の判断により入院治療を行うこととしている。(このとき、医師が必要と認める場合にはPCR検査等のウイルス検査の実施について保健所等に依頼することが可能。)

(※) 妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫機能不全（ステロイド全身投与等）等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

（問8）咳等の症状のある者は、外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。

（答）

1. マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散をかなり減少させることが期待できる。
2. このため、インフルエンザ様の症状のある方は、できる限り外出を控えていただくことが望ましいが、やむを得ず外出する場合は、飛沫の拡散を防ぐために、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときに着用することが必要である。
3. 症状のない方については、マスクをすることによる感染予防が一定の効果しか期待できないため、マスクを着用することのみによる防御を過信せず、手洗い、うがい等の感染防止策を講ずることが望ましい。

（問9）誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行うのか。

（答）

1. 全体として、内閣官房や厚生労働省から、広報や通知等により、国民に対する呼びかけ、地方公共団体や

関係団体への周知を行うとともに、これに加えて、関係省庁からも地方公共団体関係部局や関係団体に周知することになる。

2. 周知については、1. のとおり複数のルートで行うこととなるが、個々の項目における関係機関間の役割分担については、次のとおりである。

- ① 人混みを避けることや咳エチケット等の呼びかけについては、厚生労働省や地方公共団体が行っている。
- ② 事業者や学校の時差通勤・通学等については、関係省庁や地方公共団体から関係団体や学校等に要請している。
- ③ 集会・スポーツ大会等については、地方公共団体から要請している。
- ④ 学校・保育施設等の臨時休業については、地方公共団体（都道府県の新型インフルエンザ対策本部、保健衛生部局等）が要請している。
- ⑤ 事業者の事業運営の工夫については、関係省庁が関係団体に要請している。
- ⑥ 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務への配慮については、厚生労働省や地方公共団体が事業者団体に要請している。

(問10) この基本的対処方針については、どのような方法で市町村に伝達されたのか。

(答)

10月1日の対策本部会合で決定された「基本的対処方針」は、当日対外発表され首相官邸のホームページに掲載された。

また、厚生労働省は、10月2日（金）に都道府県等の担当者を集めた会議を開催し、その内容を説明したうえで、併せて、会議の内容を市町村にご説明いただくよう、都道府県等に対し要請したところ。

（問11）国は、不要不急の外出の自粛や集会、スポーツ大会等の開催の自粛、事業活動の縮小・自粛を求めているのか。

（答）

今回の新型インフルエンザの多くの感染者は、軽症のまま回復していること等から、現時点においても、外出の自粛、集会・スポーツ大会等の開催の一律の自粛、事業活動の縮小等を要請することは考えていない。

（問12）米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っていないのに、どうして我が国で行うのか。

（答）

1. 米国では、季節性インフルエンザについても、通常、学校閉鎖は行わないが、今回の新型インフルエンザ対策では学校閉鎖を行った事例もあり、また一旦休校解除後、患者発生状況から再び学校閉鎖を行った例も聞いている。
2. 地域で最初の感染が確認された時など、少数の発症者しかいない時点で積極的な臨時休業を行うことで、

地域への感染拡大を抑える効果があると考えられている。

3. 我が国では、従来から、季節性インフルエンザにおいても学校保健安全法に基づき、学校閉鎖を行っているところであり、その基本的考え方を厚生労働省において示しているところ、今回の新型インフルエンザについても、このような事情を勘案する必要がある。

(問13) 学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。

(答)

大学については、多数の児童・生徒が長時間一つの部屋で隣り合って授業を行う小・中・高校と授業形態がかなり異なること、また、複数のキャンパスがある場合があるなど、各大学によって状況が異なることから、一律の取扱いとせず、各大学に対し、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大の速度を遅らせるための運営方法を工夫するよう要請することとしている。

(問14) 学校・保育施設等の臨時休業は、どのように取り扱われるのか。

(答)

1. 学校・保育施設等の臨時休業については一定の効果があつたところであり、引き続き、学校・保育施設等で患者が発生した際には、都道府県等が感染拡大防止等公衆衛生上必要であると判断した場合、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、臨時休業を要請するこ

ととしている。また、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことも可能である。

2. なお、臨時休業の要請がない場合にあっては、学校・保育施設等の設置者は必要な臨時休業を行うことができる。
3. 厚生労働省では、臨時休業に係る判断に資するため、基本的考え方の提示など必要な情報提供を行うこととしている。

(問15) 臨時休業の対象となる学校・保育施設等の「等」にはどのような施設が含まれるのか。

(答)

高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う障害福祉サービス事業所、通所施設（通所授産施設、知的障害児通園施設等）の他、児童館や放課後児童クラブなどが含まれる。

※ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）はその事業全てを臨時休業の対象とするわけではないが、提供するサービスのうち、短期入所・通所に相当するサービスについては自粛を要請することとなる。

(問16) 保育施設等の臨時休業は、都道府県等が要請するとされているが、どのように行うのか。

(答)

1. 保育サービスの場合、臨時休業の要請は、都道府県

の新型インフルエンザ対策本部等が保育担当部局と連携し、市町村と相談した上で行い、当該市町村が保育サービスの提供主体に対し、要請を行うことを基本とする。

2. これらの保育サービス以外の社会福祉施設等（短期入所・通所介護等を行う事業所に限る。）に対する臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が社会福祉施設等の担当部局と連携し、市町村と相談した上で都道府県が行うことを基本とし、社会福祉施設等への要請は、都道府県から直接、あるいは市町村の協力を得て市町村経由で行うこととなる。

（問 1 7）保育施設が臨時休業になり、子どもを預けられなくなる場合、共働き家庭はどうすればよいのか。また、短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になり、高齢者が利用できなくなる場合、当該高齢者を介護しなければならない家族は勤務をどうすればよいのか。

（答）

事業者には、育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員について、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務等を認めるなど配慮していただきたいと考えており、厚生労働省や地方公共団体から事業者団体に対し、その旨を要請しているところである。

（問 1 8）保育施設や高齢者の短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になった場合、保育サービス

や介護サービスを確保するための方策を考えているか。また、その対象者如何。

(答)

1. 臨時休業を行うとした場合にも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、子どもを少人数に分け、小規模で保育を行ったり、現に勤務している保育士の自宅での臨時的な一時預かりなど既存の保育サービス資源を活用した対応について、厚生労働省から都道府県を通じて市町村に対し、配慮要請を行っている。
2. 高齢者の短期入所、通所介護等については、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者を含め、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問介護事業者等が代替サービスを提供することによって、必要な介護サービスを確保するよう厚生労働省や地方公共団体から事業者に対し、要請をしている。
3. なお、訪問介護サービス等については、当該地域においても、手洗いやうがい、マスクの着用等、感染防止策を徹底して、通常通りサービスを提供することとしている。

(問19) 保育施設については、臨時休業になった場合に従業員の勤務に配慮するよう要請するとされているが、学校の場合は要請しないのか。

(答)

1. 従来から、学校が臨時休業となった場合、当該学校に児童・生徒を通わせている従業員に配慮するよう、

事業者に要請を行うことはしていない。

2. しかし、保育施設については、

- ① 学校と異なり、就学前の乳幼児についての保育を行う場所であること
 - ② 夏休み等がある学校と異なり、本来、その性格上、休業は想定されていないこと
- 等から、改めて事業者に要請することが必要と考えられる。

(問20) 在宅の障害者や高齢者等への支援とは、どのようなものか。

(答)

1. 在宅の障害者や高齢者等への訪問介護等の支援については、問18を参照されたい。
2. また、市町村においては、必要に応じ状況を踏まえて、市町村の事業等を活用するなどして、在宅の障害者、高齢者等への見回りや食事提供等の支援を行うことが考えられる。

(問21) 事業者については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 各事業者においては、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染機会を減らすための工夫の検討として、例えば、

- ①発熱症状のある者については、休暇を取得させた上で医療機関を受診させ、医師の指導に基づき自宅療養等を実施するなどの対応を検討していただくこと、
②ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差通勤、自転車通勤等を検討していただくことが考えられる。

2. また、それぞれの事業者において、感染状況を注視するとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の「基本的な新型インフルエンザ対策」を参考に、例えば、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置について、検討していただきたい。

(注)「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」P.114
に記載する感染防止策の例において、
・業務の絞込み（不要不急の業務の一時停止）
・患者の入場防止のための検温
・訪問者の氏名、住所の把握
といった措置までは、検討する必要はないと考えている。

(問22) 事業者については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 特に娯楽施設や飲食店などの集客施設においては、利用者間で感染が生じないようにするための工夫の検討として、例えば、

- ① 病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方には利用を遠慮していただくこと
 - ② 利用客が多くない場合に利用客間の席を離すこと
 - ③ 利用客が施設内で発症した場合に備えること
- 等が考えられる。

2. それぞれの事業者において、感染状況を注視するとともに、業態や施設の特徴に応じた工夫を検討していただきたい。

(問23) 従業員が今回の新型インフルエンザに感染していることが確認された場合、同じ職場の従業員全員を自宅待機させる必要があるか。

(答)

1. 従業員の感染が確認された場合、事業者は、従業員全員を自宅待機させる必要はないまでも、感染拡大防止の工夫をしていただきたい。
2. 職場で大規模な集団感染が疑われるケースについては、事業者は、保健所と相談の上、必要に応じ、感染拡大防止のため、事業運営において感染機会を減らすための防止策等の協力をしていただく必要があると考えられる。

(問24) 患者が急増した地域等とは、どのような地域等をいうのか。

(答)

国立感染症研究所のホームページにおいて定期的に発表されている定点医療機関当たりの報告数により、警報

レベルや注意報レベルという流行の増加を都道府県レベルで示しており、患者が急増した地域等にあたるかどうかは、こういった情報を参考に判断していただきたい。

(問25) 国では、各省庁の事業や職員について、どのような措置を講ずるのか。

(答)

国においては、「基本的対処方針」及び「運用指針」を踏まえ、職場における感染や事業を通じた感染を防止するため、各省庁において、例えば、次の工夫を行うこととしている。

- 全職員に対し、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、うがい等呼びかける。咳等の症状のある者には、咳エチケットの徹底、混み合った場所でのマスク着用を呼びかける。
- 通勤途上の感染機会を減らすため、時差通勤等の方策を検討する。
- 自転車等による通勤のための駐輪場の確保を検討する。
- 職員の健康管理を徹底する。
- 健康上具合の悪い職員は、早めに休むよう呼びかける。
- 職員に対し、発熱症状やインフルエンザ様症状のある場合には、通勤前に医療機関に受診するよう勧め、医師の指導に従うよう呼びかける。
- 職場における手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、うがい等呼びかける。また、庁舎の入口等に速

乾性アルコール製剤を設置する。

- 職場において不特定多数の者が触れる場所や発症者が触れた場所については、清掃・消毒を徹底する。
- 各省庁が主催する集会、スポーツ大会等については、当該集会等の必要性の再検討や感染機会を減らすための工夫の検討を行う。
- 職員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合、年次休暇の取得を原則とするが、可能であれば、早出遅出勤務や在宅勤務の活用等、当該職員の勤務のあり方を検討する。
- 来訪者については、例えば、庁舎の入口にポスターや看板を設置するなどして、発熱等の症状を有する者が庁舎内や執務室内へ入館しないよう対応を検討する。
- 窓口業務等対面で業務を行う場合には、例えば、マスクを着用する、対面する人と人との距離が1～2メートルとなるようにするなどの感染防止策を検討する。
- 庁舎内で発症者が出た場合の対応について検討する。

(問26) 従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と「基本的対処方針」は、どのような関係にあるのか。

(答)

1. 政府の従来の新型インフルエンザ対策については、スペインかぜや鳥インフルエンザ(H5N1)に由来する新型インフルエンザも念頭に置きながら、「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」として整理している。

2. しかし、今回のウイルスは、現時点では、軽症の方が多いという特徴を持ち、「新型インフルエンザ対策行動計画」が念頭に置いていた健康被害の程度とはかなり異なっている。
3. このため、今回のウイルスの特徴にかんがみ、国民生活や経済への影響を最小限に抑えることが適切と考えており、行動計画等をそのまま適用するのではなく、対策本部（本部長：内閣総理大臣）で決定した「基本的対処方針」により、的確な対応を行っていくこととしている。